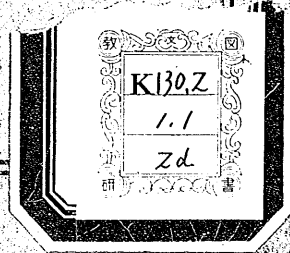


五

兒童用

尋常小學日本歷史卷二

文部省



部類	小
種類	
番號	五四



尋常小學日本歷史卷二

文部省

兒童用

國立教育研究所
附屬教育圖書館

目 録

第一	足利義滿	一	第十	尊王論	四六
第二	應仁の亂	三	第十一	外艦の渡來と攘夷論	五三
第三	戰國時代	七	第十二	大政奉還と明治維新	六〇
第四	織田信長	一四	第十三	臺灣征伐と西南の役	六八
第五	豊臣秀吉	二〇	第十四	憲法發布	七三
第六	徳川家康	二七	第十五	明治二十七八年 戰役と條約改正	七八
第七	徳川家光	三四	第十六	明治三十七八年戰役	八五
第八	徳川綱吉	三九	第十七	平和條約と韓國併合	九二
第九	徳川吉宗	四四	附 録		

尋常小學日本歴史 卷二 兒童用

第一 足利義滿

義滿の幼時
義滿の驕奢

足利義滿は尊氏の孫なり。後村上天皇の御代の末、父義詮の死するや、年僅かに十歳にして家を嗣ぎしが、其の幼少の間、一族細川頼之、心をつくして之を輔佐せしかば、足利氏の威勢は毫も衰ふることなかりき。
義滿年稍長じて、漸く驕奢に流れ、京都の室町に壯麗なる邸宅を營みてここに居りき。世に之を花の御所といふ。元中九年、後龜山天皇京都に還幸して、神器を後小松天皇に傳へ給ふに及び、義滿は征夷大將軍として大い

に其の威を振ひしが、やがて將軍職を子義持に譲りて、太政大臣に任ぜられたり。武人にして太政大臣に任ぜられたるは、平清盛以後、實に之を以て始とす。義満又第を京都の北山に營み、庭中に三層の閣を起して、塗るに黄金を以てせしかば、世に之を稱して金閣といへり。其の驕奢かくの如く甚だしく、遂には己が行列を



金 閣

幕府の
基礎固から
ず

上皇御幸の御儀式に擬して、關白以下の公卿を隨從せしむるに至る。世呼んで之を公方と稱す。義満又支那に交通して、明主より日本國王の稱號を受くるなど、大義名分を忘れたる行爲頗る多かりき。

第二 應仁の亂

初め尊氏利を以て建武中興の政に不平なりし將士を誘ひ、其の力によりて武家政治を再興せしかば、諸將の勢自ら強大にして容易に之を制すること能はざりき。されば義満義持の時代に至りても、將士の中にはやもすれば幕府に叛くものあり。山名氏清大内義弘の如

足利義政

足利家の家督争

き是なり。義持の弟義教將軍となるに及びて、一時頗る諸將士を抑へしが、其の後幕府の威勢復漸く衰へ、世の中次第に穩ならざるに至れり。かかる折柄、義教の子義政、兄義勝に繼ぎて將軍となれり。義政は常に遊樂を事とし、意を政治に用ひず、費用足らずして屢重税を課せしかば、人民大いに苦しみて、海内益騒がしくなれり。義政職にあること既に久しかりしが、子なかりしかば、弟義視の僧たりしを還俗せしめて嗣となし、前の管領細川勝元をして、之を輔佐せしめたり。然るに間もなく實子義尙生れしかば、其の母は義視を斥けて家督を之

應仁の亂

に傳へしめんとし、諸將の中獨り山名宗全の勢の勝元に劣らざるを見て、之に義尙を託せり。ここに於て、足利家の家督の争は細川山名兩氏の争となりしが、他の諸將亦各好める方に黨して相争ひ、天下の勢自ら兩分せり。應仁元年紀元二千七百二十七年勝元、宗全の二人、各味方の大軍を京都に集め、東西に對陣して戰端を開きたり。是より後十一年の間、京都は全く戰場となり、室町幕府を始とし、著名なる社寺、公卿將士の邸宅など、おほむね兵火にかかりて、花の都は燒野と變り、諸家の寶物記録など多く此の時に亡びたり。かかる間に宗全勝元相つぎて病死せ



應仁の亂

しが、其の後兩軍の諸將戰に倦みて次第に引去るに及び、京都の戰亂始めて止みたり。世に之を應仁の亂といふ。是より諸國の將士復幕府の命を奉ぜず、互に攻伐して、遂に永年の大亂

を致せり。

幕府の失權

義政はかかる戰亂の中にありて、人民の困苦を顧みず、常に驕奢に耽り、義滿の金閣にならひて京都の東山に銀閣を構へ、茶の湯などの遊を事として空しく日を送れり。されば幕府の財政は益困難になり、其の威令は殆ど行はれざるに至れり。

第三 戰國時代

英雄の割據

應仁の亂後凡そ百年の間は、幕府の勢益衰へて、天下殆ど統一する所なく、諸將各其の領地に割據して、互に攻戰を事とし、其の境土を廣むるに力めたり。されば強大

關東管領と
其の末路

なるものは次第に弱小なるものを併せ、英雄競ひ起りて戰亂止む時なかりき。世に之を戰國時代といふ。此の時に當りて勢力の殊に大なりし英雄は相模の北條早雲、甲斐の武田信玄、越後の上杉謙信、安藝の毛利元就等なり。

初め足利尊氏は東國のゆるかさにすべからざるを思ひ、其の子基氏もとぢを鎌倉に居らしめたり。是より基氏の子孫相繼ぎて關東管領たりしが、次第に勢に募り、又幕府と疎遠そゑんになりて、遂に執事上杉氏を管領と稱せしめ、自ら將軍に擬して公方といひ、ややもすれば幕府に反抗しければ、基氏の曾孫持氏もちうぢに至りて、遂に將軍義教に滅

北條早雲



北條早雲

されたり。時に紀元二千年代の末にして、應仁の亂に先だつこと凡そ三十年なり。是より管領上杉氏代りて勢を得たりしが、上杉氏も亦次いで衰へ、東國大いに亂れた

り。北條早雲は伊勢の人なり。浪士となりて駿河に赴き、今川氏に寄食せしが、東國久しく統一を失ひ、大名等の攻争せるに乗じ、紀元二千百年代の中頃、伊豆に入りて其の地を略し、更に相模に入り、小田原城を取りて根據とせり。

かくて其の勢甚だ盛にして、頻りに近傍の諸將と戦ひ、其の領地を廣めたり。早雲の子氏綱うぢつな・孫氏康うぢやす亦智勇勝れたりしかば、紀元二千二百年代の初頃、遂に上杉氏を逐ひて關東地方の大半を領するに至れり。早雲の伊豆を略せしより、此の時まで凡そ六十年なり。

武田信玄と
上杉謙信

此の頃北條氏と肩を並べ、て相下らざりしものを、甲斐の武田信玄及び越後の上杉謙信とす。武田氏は源氏より出て、代代甲斐にありて



武田信玄

其の領主たりしが、信玄に至りて更に信濃を取り、駿河



上杉謙信

を併せ、遂に遠江に及びて、勢甚だ強大なりき。謙信はもと長尾氏なり。長尾氏は代代上杉氏に仕へて越後にありしが、謙信に至りて隣國を併せ、上杉氏が北條氏康に逐はれて越後に來り、謙信に頼りて之に其の家名を授くるに及び、始めて上杉氏を稱へたり。

謙信・信玄いづれも戦術に長じ、屢、信濃の川中島に會戦

せしが、勝敗決せず、甲越久しく對立せり。かくて此の二人は各機を見て京都に入り、將軍を擁して天下に號令せんとせしが、未だ其の志を成すに至らずして、相つぎて病死せり。

毛利元就

毛利元就は源賴朝の謀臣大江廣元ひろもとの後なり。其の家代代安藝にあり、後周防の大内氏に屬せり。紀元二千二百年代の初頃、大内義隆よしたかが其の部將陶晴賢すゐはるかたに害せらるるや、元



就元利毛

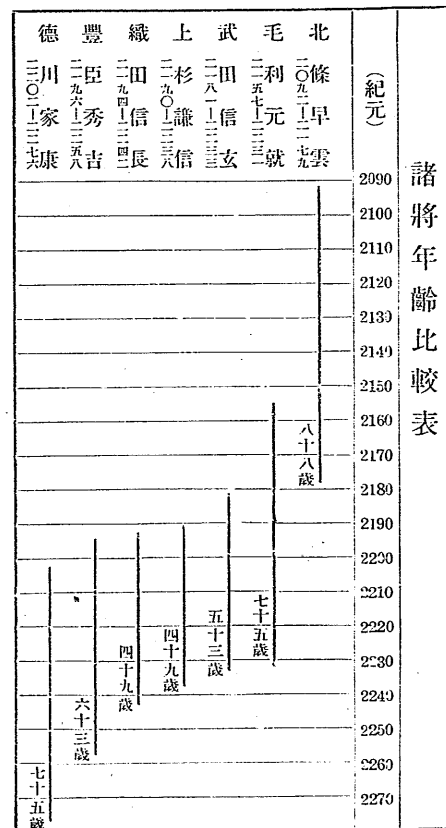
此の外の諸英雄

就は晴賢を嚴島に討ちて之を滅し、遂に大内氏に代りて周防・長門等を領したり。是より毛利氏の勢強大にして、近傍の諸國を併せ、威を中國地方に振へり。北條・武田・上杉・毛利四氏の外にも、英雄の割據せるもの尙少からざりしが、中にも九州の島津氏・大友氏・四國の長曾我部氏ちやうそがべ・奥羽の伊達氏だての如きは、各其の地方に於て勢力あるものなりき。されど織田信長・豊臣秀吉・徳川家康の相つぎて起るに及び、是等割據の群雄は次第に或は滅され、或は従へられたり。

桶狭間の戦

第四 織田信長

織田信長は傳へて平重盛の後裔なりといふ。其の家代
代斯波氏に仕へて尾張にありき。紀元二千二百年代の



を桶狭間に襲ひて之を斬りたり。ここに於て信長の威
名大いに天下に顯る。次いで信長美濃を取り、居城を岐
阜に定めたり。

初頃、駿河の今川義元既に遠江・三河の二國をも

織田に尾張を従へんとし、自
信ら三國の大兵を率ゐて
長攻寄せたり。此の時信長
年尙若かりしが、少しも
恐れず、風雨に乘じ、義元

幕府の衰微

是より先、幕府は大いに勢力を失ひ、其の威令の及ぶ所僅かに近畿の一部に過ぎず、將軍は既に名のみとなりて、管領細川氏幕府の實權を握りたりしが、此の頃に至りては、細川氏の家臣三好氏權を擅にし、次いで三好氏の家臣松永氏又之に代り、政權次第に下に移れり。されば幕府は群雄競ひ起りて各地に割據すれども、之を如何ともする能はず、將軍は三好松永の徒に擁せられて、唯手を空しうすることなれり。

朝廷の衰微

天下の形勢かくの如くなりしかば、御料の土地をもいつしか横領するものありて貢を納めず、幕府も財政窮乏して、皇室の御費用を獻ぜず、皇居破損すれども之を

信長朝廷興復の詔を受く

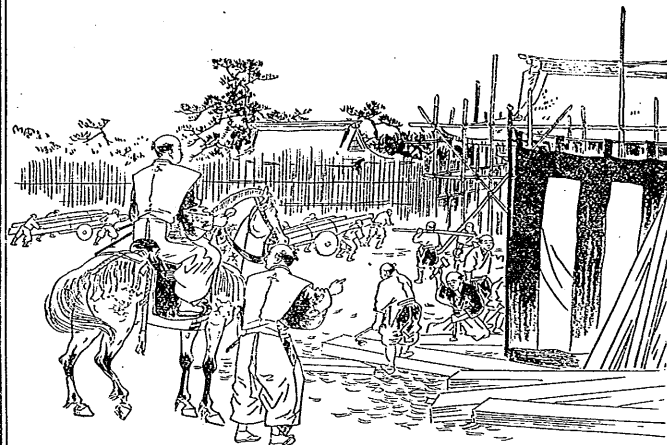
修繕し奉ること能はざりき。

此の時に當り、正親町天皇第五代に即き給ひき。天皇常に皇室の御衰微を憂へ給ひしが、信長の武名を聞召すに及び、使を遣はして興復のことを命じ給へり。信長詔を拜して感激し、天下を平定して叡慮を安んじ奉らんと決心せり。

信長近畿を定む

たまたま將軍義輝、三好松永の徒に害せられ、弟義昭逃れて助を信長に求む。信長乃ち義昭を奉じて京都に入り、三好松永等を降して義昭を將軍職に就かしめたり。時に紀元二千二百二十八年永祿十一年にして、今より三百四十餘年前なり。是より信長皇居を修理し、御料を獻じ、又

足利將軍亡
ぶ



織田信長皇居を修理す

朝儀の廢絶せるものを復興する等大いに王事に勤めしかば朝廷の御有様も稍舊觀に復するに至れり。是より後、信長は兵を出して次第に近畿地方の敵を平げしが、義昭は信長の威名の日日に盛なるを忌みて、之を除かんとするに

本能寺の變

至りしかば、信長怒りて義昭を逐ひ、足利將軍ここに亡びたり。時に紀元二千二百三十三年天正元年にして、尊氏が擅に幕府を開きしより此に至るまで二百三十五年を経たり。

近畿既に定まりしかば、信長は進んで北國を従へ、更に四方を定めんとす。乃ち先づ其の將羽柴秀吉を中國地方に遣はして毛利氏に對せしめ、自ら三河の徳川家康と共に信玄の子勝頼を伐ちて武田氏を滅し、駿河申斐、信濃等の地を定めたり。次いで自ら中國を征服せんとし、遂に京都の本能寺に館せしに、俄に部下の將明智光秀の叛に遭ひ、遂に害せられたり。是天正十年紀元二千二百四十二年

の事にして、桶狭間の戦を距ること二十二年、信長年四十九歳なりき。豊臣秀吉其の後を承けて、遂に信長の遺業を大成せり。

第五 豊臣秀吉

秀吉の出世

秀吉信長の遺業を継ぐ

豊臣秀吉は尾張の農家より出づ。初め木下藤吉郎と稱し、信長に仕へて賤役に服したりしが、智勇人に勝れたりしかば、次第に重く用ひられて、屢功を立て、名を羽柴秀吉と改めたり。

信長の中國を平定せんとするや、秀吉命を受けて先づ發し、次第に諸城を陥れて、遂に毛利元就の孫輝元てるもとの大



吉 秀 臣 豊

軍と備中に對陣す。輝元形勢の不可なるを察して和を求む。たまたま本能寺の變報達せしかば、秀吉急に毛利氏と和睦し、直ちに軍を還して、光秀を山城の山崎に破り、遂に之を滅せり。本能寺の變を距ること僅かに十一日なりき。此の時信長の部下の將士には、其

の人頗る多かりしに、皆機を失ひて、遠方にありし秀吉獨り大功を立てしかば、其の威勢頓に振へり。されば柴田勝家は之を忌み、兵を擧げて秀吉を除かんとせしに、却つて大いに近江の賤岳に破られ、遂に越前に敗死せり。

秀吉全國を平定す

是より後、秀吉は信長の遺志を繼ぎて國亂を鎮定せんとし、先づ長曾我部元親を伐ちて四國を平げ、更に北國を定めて上杉景勝を服せしめ、次いで島津義久を討ちて九州を従へたり。かくて更に北條氏政、氏直父子を小田原に討つに及び、奥州の伊達氏等皆風を望んで來り服し、やがて氏政亡びて關東・奥羽亦平定せり。ここに於

て應仁の亂より後百二十餘年の間打續きたりし大亂始めて鎮りたり。時に天正十八年紀元二千二百五十年にして、信長薨去の後僅かに八年、今より約三百二十年前なり。是より先、秀吉は功によりて關白となり、次いで太政大臣に任ぜられ、豐臣の姓を賜はりしが、天正十六年、京都の聚樂の第に後陽成天皇第六代の行幸を請ひ奉り、諸大名を會して、相共に皇室を尊崇し、關白の命令に違はざるべきを誓はしめたり。秀吉は又御料を獻じ、公家の領地を定め、京都の市街を整理し、其の外郭を築く等、力を興復に盡せしかば、久しく荒廢したりし帝都も、ここに於て頗る面目を改むるに至れり。後秀吉奏請して關白職を養

朝鮮征伐

子秀次に譲り自ら太閤と稱したり。
 是より先、室町幕府の尙盛なりし頃、幕府は明と好を修め、朝鮮亦屢、我に來聘せしが、戰國時代に至りては、幕府の威力甚だ衰へて、我が西海の邊民頻りに明朝朝鮮の沿海地方を掠め、彼我の國交いつとはなしに斷絶せり。又臺灣・フリピン等南方の諸島は、我が邊民の私に之に往來するもの少からざりしかども、我が政府と好を通じたるものは未だ之あらざりき。されば秀吉は大いに國威を海外に發揚せんと欲し、國內漸く平定するに及び、先づ明と好を修めんとし、朝鮮をして旨を彼に通ぜしめ、更に琉球をして之を明に告げしめ、又フリピン・臺灣

へも使を遣はして、其の服従を促せり。然るに明は我が要求に應ぜず、秀吉乃ち路を朝鮮にかりて明を伐たんとし、旨を朝鮮王に諭せしが、王は明の威を恐れて、之に従はざりき。ここに於て秀吉は北條氏滅亡の翌年を以て、意を決して朝鮮征伐の令を發し、翌文祿元年

元紀



豊臣秀吉朝鮮征伐の軍出を望む

五千二百加藤清正小西行長を先鋒とし、十三萬餘の大軍を出して、先づ之を伐たしめたり。我が諸將皆勇敢にして、戦へば勝ち、攻むれば取り、忽ち京城を陥れて國王を逐ひ、行長は更に進みて平壤を取り、清正は大いに東北の地方を定めて二王子を擒にし、殆ど朝鮮全國を風靡するに至れり。朝鮮王大いに恐れて、援兵を明に求め、明は直ちに大軍を出して之を助けしが、我が軍復之をも破りたり。ここに於て明は行長によりて和を求む。秀吉之を許し、諸將を召還せり。然るに和議に行違の事ありしのみならず、明の國書に秀吉を封じて日本國王となすとの文字ありしかば、秀吉大いに其の無禮を怒りて

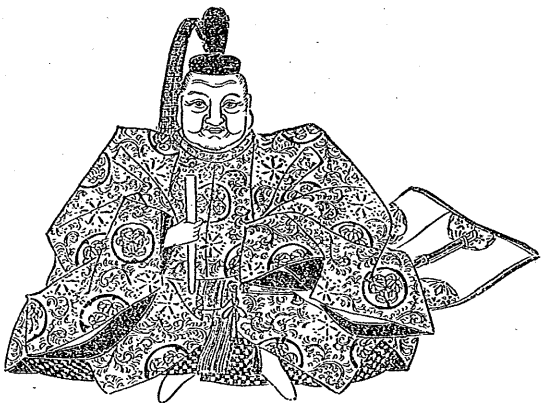
再び兵を出せり。されど其の後間もなく秀吉病みて薨ぜしかば、諸將皆遺命によりて兵を收め、前後七年に涉りたる外征の師はここに其の終を告げたり。時に秀吉六十三歳なりき。

第六 徳川家康

家康の出世

徳川家康は三河の人なり。新田氏の後と傳へらる。幼にして既に人に勝れたる器量あり。早く父を失ひ、且其の領土は今川氏と織田氏との間に夾まりて困難なる地位にありしが、六歳の時より數年の間織田氏に人質となり、後又久しく今川義元のもとにありて、つぶさに辛

苦をなめたり。義元桶狭間に敗死せし後は、信長に興して次第に領地を廣め、信長薨去の後には其の子を助けて秀吉と戦ひ、容易に屈せず、遂に之をして和を講ぜしめしより、威名大いに顯れたり。秀吉の北條氏を滅して關東地方を定むるや、家康軍に従ひて功あり、舊領地駿遠參・甲信五箇國の代りに、伊豆相模・武藏上總下總上野等の地方を得て、



徳川家康

遂に武藏の江戸に移れり。秀吉薨ずるに及び、家康は其の遺命によりて前田利家と共に秀吉の幼子秀頼を輔けしが、幾ばくもなくして利家薨じ、家康の威權獨り盛なりき。此の時秀吉恩顧の大名に石田三成といふものあり、此の有様を見て、遂には豊臣氏に不利ならんことを憂へ、毛利輝元・上杉景勝其の他多くの諸大名と共に、家康を除かんと謀りき。然るに秀吉恩顧の人人の中にも、加藤清正・福島正則以下、かねて三成と相善からざりしものは、却つて家康に應ぜしかば、天下の形勢二つに分れたり。かくて東西の兩軍大いに美濃の關原に戦ひ、勝敗容易に決せざりしが、

家康征夷大
將軍となる

西軍の中に叛きて家康に應ずるものあるに及び、東軍大いに勢を得、西軍忽ち敗れて、三成以下の諸將多く殺されたり。時に紀元二千二百六十年慶長五年にして、今より約三百十年前なり。

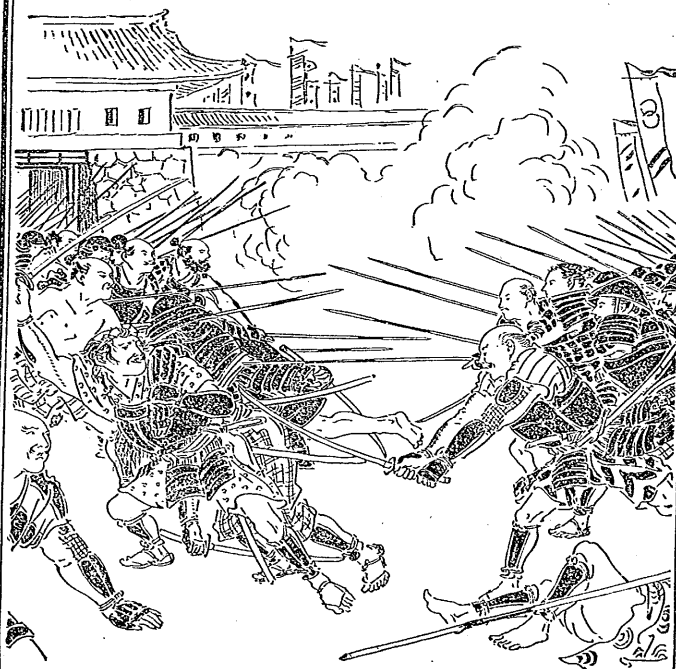
次いで家康は大いに賞罰を行ひ、景勝・輝元等西軍の諸大名の領地を削り、或は之を収めて、清正・正則等有功の諸大名及び部下の將士に加増したり。ここに於て、もと豊臣氏に従ひし諸大名も自ら家康の部下の將士と相並びて徳川氏に服屬する有様となれり。是等の大名を外様大名とさまといひ、早くより家康の部下たりし將士の名となれるものを譜代大名ふだいといふ。家康は又大いに諸

大阪の役

大名の領地を轉換し、徳川氏に疎遠なる外様大名は之を遠方の地に移し、畿内・東海道の要地には、多く譜代其の他の親密なる諸大名を配置せり。是より天下の實權一に徳川氏に歸せしが、次いで慶長八年紀元二千二百六十二年に至り、家康征夷大將軍に任ぜられ、幕府を江戸に開きたり。

家康既に關原の戦に勝ち、次いで將軍となるに及びて、豊臣・徳川の兩氏は全く其の從來の位置をかへ、秀頼は一の大名たるに過ぎざることとなれり。されども尙父の威望と富力とを承けて堅固なる大阪城に據り、加ふるに秀吉の舊恩を思ひて心を寄する大名も少からざ

りしかば家
康は職を子
秀忠に譲り
て後も、尙ひ
そかに之を
憚りき。たま
たま秀頼京
都方廣寺の
大佛を再
興するに
當り、其の



大坂夏の役

鐘銘に國家安康などの句あるを見るに及びて、家康は
是我を呪詛するものなりとし、大いに之を詰責せり。こ
こに於て、かねて家康の所爲に快からざりし大阪方の
人人は、秀頼に勧めて兵を挙げしめ、豊臣氏の盛なりし
昔に返さんとせり。されば家康は直ちに大兵を起して
大阪城を圍みしが、城固くして容易に陥らず、乃ち一た
び和を講じて其の堀を埋め、翌年戰再び起るに及び、遂
に之を陥れたり。ここに於て秀頼自殺し、豊臣氏は亡び
たり。時に元和元年紀元二千五百七十二年にして、秀頼年二十三歳、秀
吉の薨去を距ること十七年なり。是より天下復徳川氏
に敵するものなきに至れり。

家康薨す

豊臣氏の亡びたる翌年、家康七十五歳にして薨ぜり。家康は秀吉の後を承けてよく諸大名を統べ、又大いに心を政治に用ひて種種の法令を定め、學問を興し、以て二百六十餘年間の太平の基を開きたり。

第七 徳川家光

幕府の制度
整ふ

徳川三代將軍家光は秀忠の子なり。初め家康秀忠二代の間は、勢望の相違こそあれ、もと外様の諸大名と同輩なりしかば、自ら之に對して憚る所なきを得ざりき。されども家光に至りては、もはや生れながらにして、是等の諸大名の上にあるしかば、外様大名を見ることなほ

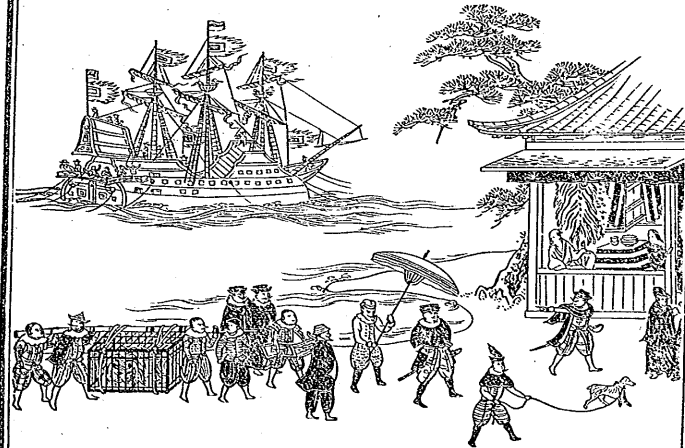
歐羅巴人の
渡來と切支丹
の傳來

譜代大名の如く、家臣として之を待遇したり。是より幕府の威權甚だ盛にして、制度も亦大いに整ひ、諸大名には邸宅を江戸に營みて其の妻子をここに置かしめ、參勤交代とて、一年は江戸に居り、一年は領地に赴くこととなれり。

家光の將軍たりし時に、外國との交通貿易につきて注意すべき事起れり。是より先、紀元二千二百年代の初、葡萄牙の商船大隅の種子島に來れり。是歐羅巴人の我が國に來りし始なり。此の時葡萄牙人は始めて小銃を傳へしが、折しも戰國爭亂の際なりしかば、此の利器は大いに武人の歡迎を受け、戰術も之が爲に一變するに至

切支丹宗の
禁制

れり。是より葡萄牙人、西班牙人など追追に渡來して貿易を營み、又基督敎をも傳へたり。當時我が國にては是等の外國人を南蠻人といひ、基督敎を切支丹宗と唱へたり。



南蠻人の渡來

海外渡航の
禁制と島原
の亂

地に弘まりたり。織田信長も一時は之を保護し、會堂を京都に建つることを許せし程なりしが、秀吉に至り其の弊害多きを察して、斷然之を禁じたり。家康亦其の方針を繼ぎて、其の敎を嚴禁せしかども、外國人との貿易はなほもとの如く之を許したり。されば海外諸國との交通頗る繁く、隨ひてひそかに切支丹宗を奉ずるもの多かりき。

かくて家光に至り重ねて切支丹宗の禁を嚴にし、尋常の手段にては其の禁絶し難きを知り、改宗を肯んぜざる多くの信者を酷刑に處し、且國民の海外に出づることをも禁じたり。九州にはかねてより其の信者最も多

鎖國

かりしが、紀元二千二百九十七年寛永十四年に至り、遂に肥前の島原半島なる原城はらのしろに據りて亂を起したり。幕府乃ち將を遣はし、九州の諸大名の兵を率ゐて之を討たしめしに、賊勢熾にして容易に鎮定せざりしかば、大いに兵力を増し、翌年遂に之を平ぐることを得たり。是より後、切支丹宗の禁制は益嚴重にして、ただに我が國民の海外に出づるを許さざるのみならず、西洋人の我が國に來ることを禁じ、唯長崎の一港を限り、切支丹宗の布教に關係せざりし和蘭人おらんだのみ、支那人と共にここに來りて貿易することを許し、又國民をして悉く佛教を奉ぜしめ、以て切支丹宗の信者にあらざること

證明せしむるに至れり。此の鎖國の政策は國民をして外國の事情にうとからしめ、世界の進歩におくれしめたるの憾うらみあれども、切支丹宗の傳播を抑止せんとする幕府の目的は之によりて遂に達することを得たり。

第八 徳川綱吉 新井白石

學問の復興

武家政治の始りてより以來、人人殊に武藝を重んぜしにより、學問は一般に振はず、戰國時代に至りては益甚だしくして、僅かに僧侶によりて其の命脈を保てる有様なりき。然るに徳川家康出づるに及び、藤原惺窩せいゐ・林道春しゅんなどの學者を招きて、儒學じゆがくを奨励しょうれいせしかば、是より學

問漸く復興し、諸大名にも之に倣ふもの多く出来れり。中にも水戸侯徳川光圀の如きは、其の最も著しきものにして、多くの學者を集めて國史・國文を研究し、大日本史を始として種種の大著述を成せり。五代將軍綱吉また深く學問を好み、孔子の廟を江戸の湯島に建て、時には自ら書を講じて人人に聞かしむる程なりしかば、學問愈盛になれり。されば此の間に、中江藤樹・山崎闇齋・伊藤仁齋・荻生徂徠等名高き學者相つぎて出でたり。綱吉は學問を奨励することかくの如くなりしが、後には稍政治に倦み、殊に己が生年戌の年に當ればとて、犬を保護すること極めて厚く、人民の困難をも顧みざり

綱吉の弊政
と元祿時代新井白石
の先祖

き。之に加ふるに遊樂に耽り、貨幣を改鑄して其の質を惡しくし、以て財政の窮乏を補ふの手段とするに至り、政治漸く紊れたり。當時太平久しく打續きたりしが上に、幕府の政治もかくの如くなりしかば、風俗も頗る華美になりて、士民一般に奢侈に傾き、前代と趣を異にせる一時代を現出せり。後世當時の年號によりて之を元祿時代といふ。然るに綱吉薨じて後、其の姪家宣、家宣の子家繼、相つぎて職に就きしが、此の二代の間に於て、新井白石將軍の信任を得、前代の弊政を改むる所多かりしかば、人心漸く安きことを得たり。

白石は和漢の學に深く、ほぼ西洋の事情にも通じ、又政

例を廢せん
ことを建議
す

白石朝鮮の
使者の待遇
法を改む

治の才ありき。此の頃まで
朝廷にては、皇太子に立ち
給ふ御方の外は、諸皇子お
ほむね出家し給ふの習は
しなりしが、白石は其の道
理に違へるを論じて、此の
先例を廢せんことを建議
せり。閑院宮家の創立には、
此の建議與りて最も力ありといふ。
白石は又朝鮮の使者の待遇法を改め
んことを請へり。是より先、秀吉薨じ家



朝鮮の使者

白石財政に
注意す

康朝鮮と好を修めてより以來、朝鮮は
將軍の代替り毎に、慶賀の使者を我が
國に送る定なりき。然るに幕府は其の
使者を待遇すること厚きに過ぎ、中に
は我が國の體面を損ずるが如きこと
もありしが、ここに至りて白石の議を
用ひ、之を適當の程度に改め
たり。
白石は又前代の粗惡なる貨
幣を改鑄し、又金銀の多く外
國に流出するを防がんが爲



者の行列

に、法令を改めて貿易の額を制限するなど、財政の上にも心を用ひたること多かりき。後八代將軍吉宗親しく政治を行ふに至り、白石は退きて専ら力を著述に用ひたり。

第九 徳川吉宗

徳川吉宗將
軍となる

徳川吉宗は家康の曾孫なり。父祖の後を承けて紀伊家を繼ぎたりしが、將軍家繼早く薨じて世嗣絶えたるにより、入りて其の職を襲ぎたり。吉宗賢明にして政治の才に富み、努めて善政を行ひしかば、天下よく治りき。世に之を徳川幕府中興の英主と稱す。

吉宗の政治



徳川吉宗

吉宗の政治の要は、實用を尙びて虚飾を避け、質素を獎めて華奢を戒むるにありき。就職の初に當りては、尙元祿時代の餘弊を承けて、風俗一般に奢侈に流れ、士氣甚だ柔弱なりしかば、吉宗先づ自ら儉約の模範を示して衆を率ゐ、大いに武事を奨勵し、財政を整へ、風俗を厚くし、洋書を讀むの禁を緩め、學問を奨むるなど、新政を施す所少からず。又多くの人才を登用せ

しが、中にも剛直の聞え高き大岡忠相ただすけを町奉行まちぶぎやうに任じたるが如きは、其の最も著しきものなり。又法律の大綱を定め、有司をして裁判の標準を知らしめたり。世に之を御定書おさだめがき百箇條といふ。

吉宗心を産業に用ふ

吉宗又深く心を産業に用ひ、荒地を開き、水利を起し、甘蔗の苗を求めて砂糖の製造を奨め、甘藷を植ゑしめて凶年の備となさしめしかば、諸大名亦多く之に倣ひて、勸業に注意し、諸國の産物次第に増加するに至れり。

第十 尊王論

松平定信

幕府の政治は吉宗の中興によりて一時頗る整ひ、其の

薨去の後も引續きて天下よく治れり。然るに十代將軍家治いへはるの時に至り、執政其の人を得ず、賄賂公に行はれて政治正しからず、人民大いに苦しめり。之に加ふるに暴風洪水などの天災頻りに至り、飢饉も亦相つぎしかば、貧民諸所に騷擾さうぜうし、遂に江戸の市中にも暴民の蜂起を見るに至れり。されども十一代將軍家齊いへな職を襲ぐに及びて、松平定信を老中ろうちゆうとなし、大いに前代の弊政を改めたり。定信は將軍吉宗の孫にして、松平氏を繼ぎ、奥州白河の城主となりし人なり。若かりし時より名望高く、其の政を執るや、努めて人才を登用し、吉宗の政治に倣ひて質素儉約を主とし、奢侈遊惰を戒め、學問武藝を獎勵

水野忠邦

せしかば、幕府の政復舉れり。世に之を寛政の治といふ。寛政とは當時の年號なり。又此の頃、露西亞の船屢、北海道に來る事などありて、北邊漸く多事ならんとせしかば、定信大いに意を海防に用ひ、自ら伊豆相模等の海岸を巡視せり。

定信職を退きし後、政治復稍



松平定信海岸を巡視す

朝廷と幕府との關係

弛みしが、十二代將軍家慶の時、水野忠邦政を執るに及び、定信に倣ひて亦大いに節儉の獎勵、風俗の改善等に努めたり。然るに其の爲す所嚴に過ぎしかば、遂に失敗に終りき。當時年號を天保といひしかば、世に之を天保の改革といふ。是より先、家齊の在職は五十餘年の久しきに涉り、海内太平にして表面頗る華美なりしかども、政治は形式に流れて活氣に乏しく、忠邦の改革も之を救ふこと能はざりき。之に加ふるに、一方には尊王の思想大いに起り、他方には外國との關係次第に複雑となりて、幕府衰頹の兆稍現れたり。

そもそも我が大日本帝國は萬世一系の天皇大政を親

裁し給ふを以て法とす。然るに平安時代の中頃より、藤原氏權を擅にして政治を紊り、遂には武將國政を執るの變態を生じたり。されども幕府の政治は、源賴朝之を始めてより以來、年既に久しくして根柢甚だ堅く、將軍は殆ど無限の權力を有して人民に臨み、人民亦之に馴れて、敢へて疑を挾まざるのみならず、中には唯將軍あるを知りて皇室の尊嚴なる所以を知らざるものすら少からざりき。

尊王論漸く
起る

是より先、徳川光圀諸方より學者を招きて大日本史の編纂に着手し、國史の研究を始めしより、世人漸く我が國體を知りて、皇室の尊嚴なる所以を解し、幕府が政を

國學

専らにするの道理に違へることを覺りき。されど幕府を憚りて、之を口にするものは未だ曾て有らざりしが、吉宗薨去の後に至り、竹内式部山縣大貳など相ついで出て尊王の説を唱へ、幕府の不義を論じたり。是等の人人はいづれも幕府の爲に罪せられしかども、國史の研究益進み、殊に國學の勃興すると共に、尊王論は次第に勢を得たり。

國學とは國語に基づきて我が古史古文を研究する學問をいふ。さきに將軍綱吉の頃、僧契沖出でて古文を研究せしより、此の學漸く起り、賀茂眞淵、眞淵の門人本居宣長など、有名なる學者相ついで出て、大いに我が國體

慷慨家出づ

の優秀なる理由、皇室の尊嚴なる所以を明かにせり。而して其の門人等盛に其の説を唱へしかば、人人益々皇室の尊ぶべきことを知るに至れり。かく尊王論の漸く盛なると共に、朝威の衰頹せるを憤慨するもの随ひて出でたり。蒲生君平、高山彦九郎の如きは其の有名なるものなり。二人各諸國を巡遊して、君平は御歴代の山陵の廢れたるを憤り、彦九郎は皇室の御衰微を慨きたり。世に君平、彦九郎と林子平とを併せて寛政の三奇人といふ。子平は夙に外國の事情に通ぜしかば、外患の將に至らんとするを憂へ、書を著して海防の急務なるを論じたり。

攘夷論起る

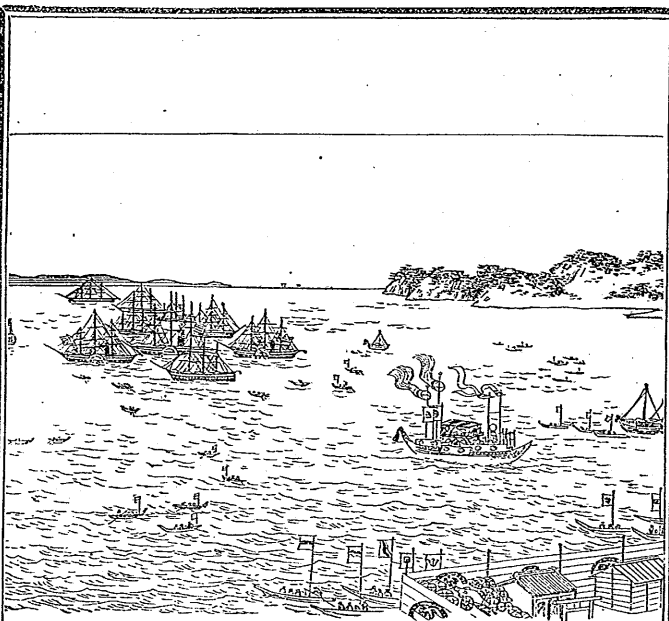
第十一 外艦の渡來と攘夷論

さきに將軍家光が國民の海外に出づるを禁ぜしより以來、國民は國內の狭き天地にのみ太平を樂しみ、少數の蘭學者の外には、殆ど外國の事情に通ずるものなかりき。蘭學者とは和蘭の學問を修めたる人人をいふ。然るに家齊の將軍たりし頃、西洋にては既に汽船の發明ありて、航海のこと復昔日の如く難からざりしかば、外國船の東洋に航するもの漸く多く、我が國に來りて通商を請ふものも少からざりしが、幕府は舊法を守りて之を許さざりき。されど其の後、彼等は屢、我が邊海に來り、時に或は海岸を掠め、或は港内を騒がすことあり

和親條約の締結

き。ここに於て攘夷の論漸く起り、幕府は令を下して海防を嚴にせしめ、仁孝天皇第九代の御代には、幕府遂に外國船の撃攘うちはらひをさへ命ずるに至れり。

其の後約三十年、孝明天皇第一百二代の御代嘉永六年紀元二千五百十三年六月三日、亞米利加合衆國の使節ペルリ、船艦四隻を率ゐて相模の浦賀に來り、好を修め貿易を開かんことを我に求めたり。幕府は事の重大なるを見て其の處置に窮せしかば、先づ返答の期を延べてペルリを歸らしめ、事の由を朝廷に奏し、又諸大名をして之に對する意見を述べしめたり。然るに衆說區區にして幕府の方針容易に決せず、之に加ふるに、將軍家慶薨じ、十三代將軍



合衆國の船艦東京灣に入る

家定職を襲ぐあり。かかる中に早くも翌安政元年紀元二千五百十四年となりて、ペルリは約の如く再び來れり。幕府乃ち已むことを得ず、合衆國の船の爲に下田・函館の二港を開きて薪水・食料などの缺乏品を給することを約し、次いで英吉利・露西

通商條約の締結

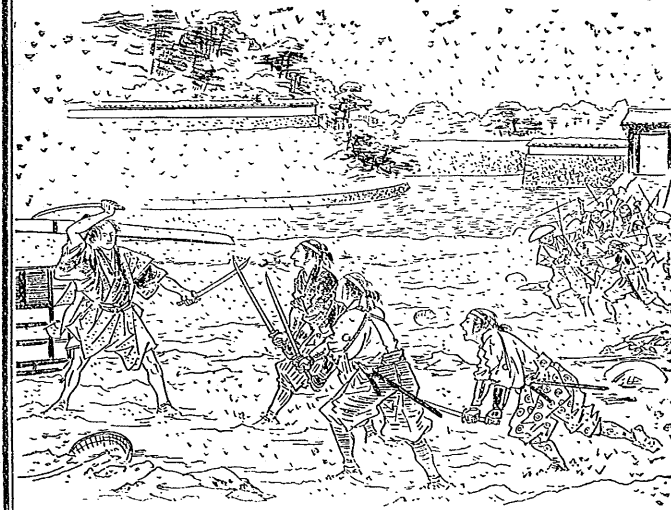
亞和蘭の三國とも、亦ほほ同様なる和親條約を結びたり。されども通商のことは尙之を許さざりき。其の後、安政三年紀元二千五百十六年、合衆國の總領事ハルリス來り、世界の形勢を説きて我が鎖國方針を執るの不可なるを論じ、切に通商貿易を開かんことを請ひ、之を促すこと屢なり。ここに於て幕府又已むを得ず開港の議を決し、勅許あらんことを奏請せり。然るに天皇英明にして深く國家の前途を憂慮し給ひ、容易に之を許し給はず、更に諸侯の議を徵して上奏すべしと御沙汰ありき。されどハルリスの幕府に逼ること愈急なるに及び、幕府は事情切迫して猶豫すべき場合にあらざとし、遂に

櫻田門外の變

勅許を待たずして合衆國と通商條約を結び、更に神奈川兵庫長崎新潟の四港をも開きて貿易場となすべきことを約したり。ここに於て時の大老井伊直弼なすけの罪を鳴らすもの四方に起れり。是安政五年紀元二千五百十八年の事にして、今より五十餘年の昔に當れり。幕府は其の年又和蘭露西亞英吉利佛蘭西の四國とも同じく通商條約を結べり。

將軍家定子なく、此の頃其の繼嗣を定めんとするに當り、前水戸藩主徳川齊昭なりあきの子慶喜よしのぶを一橋家より迎へんとするものと、紀伊家より家茂いえもちを迎へんとするものと、の兩説ありしが、直弼將軍の旨を奉じ、異議を排し家茂

を迎へ、以て世嗣とす。間もなく家定薨じて、家茂十四代の將軍となれり。此の繼嗣の決定衆望に背きしかば、直弼の所爲を非難するもの益多きを加へたり。直弼乃ち物議を鎮めんとして、反對者を處分せしが、其の處置嚴重にして人人の



櫻田門の外變

下關の外艦
砲撃と長州
征伐

怨を受け、遂に萬延元年紀元二千五百二十年三月三日、雪中登城の際、櫻田門外に於て水戸藩の浪士等の爲に殺害せられたり。是より幕府の威大いに衰へ、尊王攘夷の論益盛になれり。

幕府は一旦諸外國と和親通商の約を結びしも、今や世論の趨勢すうせきに敵しかね、朝命を奉じて遂に日を定めて攘夷を實行することに決せり。されば其の期日に至り、攘夷論の主張者たる長州藩は下關海峽を通過する合衆國などの船艦を砲撃して攘夷實行の手始をなし、次いで天皇は長州藩士等の議を容れ給ひ、大和に幸して神武天皇の御陵を拜し、以て攘夷親征の詔を下さんとし

給ひき。蓋し志士の中には、親征に乗じて幕府を倒さんとの企ありしなり。然るに朝議俄に一變して、長州藩は皇居警衛の任を解かれ、其の藩士は入京を禁ぜられ、三條實美以下攘夷論を主張せる朝臣は多く斥けられたり。されば長州藩士は其の冤を訴へんとし、多人數相率ゐて入京せしが、會津薩摩等諸藩の兵拒ぎて之を撃退せり。ここに於て幕府は奏請して、前後二回長州征伐の大軍を起せしが、其の第二回の軍利を失ひて、幕府の勢は愈衰へたり。

第十二 大政奉還と明治維新

長州征伐の軍利あらずして幕府の勢愈衰へたる時に、際し將軍家茂病みて薨じ、徳川慶喜入りて職を襲げり。時に慶應二年紀元二千五百二十六年なり。既にして孝明天皇崩じ給ふ。御年三十六歳にましましき。次いで今上天皇第一百十一代御年十六歳を以て踐祚し給ひ、大喪の故を以て、勅して征長の軍を解かしめ給ふ。此の時に當り、幕府の威望全く地に墜ちて、諸大名の其の命を奉ぜざるもの多く、殊に薩長土等の諸藩の中には、ひそかに朝臣と結びて之を倒さんと謀るものさへあり、或は幕府に建議して大政を奉還せしめんとするものありき。ここに於て慶喜は時勢の已むべからざるを察し、土佐の前藩主山内豊信

の勸告を容れ、斷然政權を還し奉らんことを奏請せり。天皇乃ち之を嘉納し給ふ。時に慶應三年紀元二千五百二十七年十月にして、家康征夷大將軍となりしより十五代二百六十五年、政權武家に移りてより凡そ六百八十年を経たり。朝廷乃ち攝政關白、征夷大將軍等の職を廢し、新に勤王の公卿諸侯、諸藩士等を拔擢して庶政を掌らしめ給ひ、王政其の古に復したり。

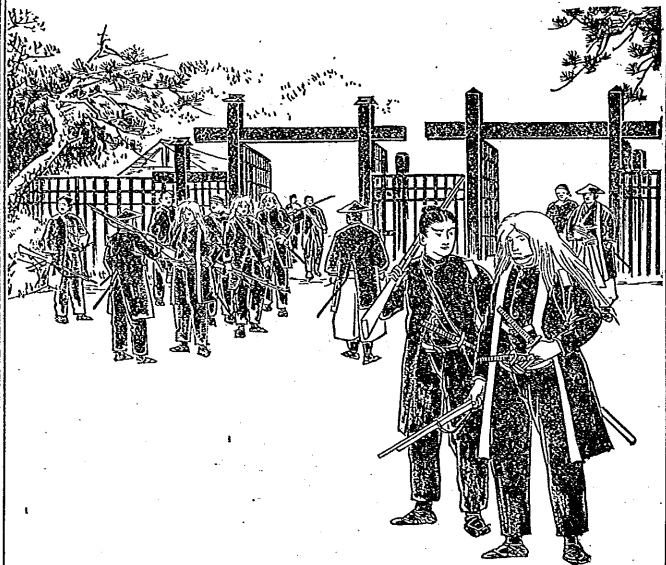
維新の戦亂

慶喜の時勢を察して政權を奉還するや、其の舊臣なる旗下の士及び會津・桑名等の藩士の中には、心ひそかに之を喜ばざるもの多かりき。之に加ふるに、前將軍たる慶喜は少しも新政に與るを得ざりしのみならず、却つ

て其の内大臣の官を辭し、領土を返上すべきの命を受けしかば、人人の不平益甚だしかりき。慶喜事變の生ぜんことを恐れて、一旦大阪に退きしが、明治元年紀元二千五百二十年正月、遂に是等の人人に擁せられ、討薩の表を捧げて入京を企てたり。薩長の兵之を鳥羽伏見に迎へ撃ち、大いに其の兵を破れり。ここに於て天皇新に彰仁親王和仁、寺宮○後に小松宮と申すを征討大將軍とし、慶喜を討たしめ給ふ。慶喜直ちに海路より逃れて江戸に歸る。天皇乃ち熾仁親王有栖川宮を東征大總督とし、西郷隆盛等を參謀とし、東海東山、北陸の三道より、大舉して江戸に向はしめ給ふ。然るに慶喜の江戸に歸るや、大いに前非を悔い、深く恭順の

意を表し、勝安芳等を使者として罪を謝せしかば、朝廷乃ち江戸城及び軍艦銃砲を収めて、慶喜を水戸に幽し給へり。時に明治元年四月なり。されども數百年來久しく武家の政治に馴れたりし人人の中には、此の王政復古の盛典を目にしながらも、尙順逆を誤るもの少からず。殊に慶喜の恭順を喜ばざる舊幕臣等は、彰義隊を組織して、將軍の廟所なる上野に立籠りしが、直ちに官軍の爲に破られたり。又會津藩主松平容保は其の居城に據りて官軍に抵抗し、奥羽の諸藩多く之に連合せしが、此の年九月容保力竭きて降り、翌月に至り奥羽地方悉く平定せり。此の月、舊幕府の海軍副總裁たりし榎本武

維新の大業
成る



維新前後の兵士

揚數隻の船艦を率ゐて北海道に奔り、五稜廓に據りしが、是亦翌二年五月に至りて遂に降服し、全國悉く定まれり。是より先明治元年三月、天皇群臣を集めて新政の大方針を神祇に

誓ひ、之を群臣に宣し給へり。其の文に曰く、

一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ

一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ

一 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ

倦マサラシメンコトヲ要ス

一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ

一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ

と。これを五箇條の御誓文といふ。大政の基礎ここに於て確立せり。次いで江戸を東京と改め、天皇ここに幸して政治をみそなはし給ふ。明治二年薩長土肥の四藩主連署上表して、數百年來其の領有したりし土地人民を

奉還せんことを請ふに及び、他の諸藩主亦之に倣ふもの多し。朝廷乃ち其の請を許し給ひ、舊藩主を知藩事とし、各其の地を治めしめ給ひしが、四年に至り、遂に全く藩を廢して縣を置き、新に地方官を任命し給へり。是より天下の政治悉く一途に出でて、明治維新の大業始めて完成せり。此の維新の大業に參して勳功多かりしもの少からざりしが、中にも三條實美・岩倉具視・西郷隆盛・木戸孝允・大久保利通等は其の重なるものなりき。次いで六年徴兵令の發布ありて、全國皆兵の制立つに及び、久しく分れたりし兵農の區別も全く其の跡を絶つに至れり。

新政府の外
交方針

第十三 臺灣征伐と西南の役

王政古に復するや、朝廷世界の太勢を察して、斷然諸外國と和親するの方針を定め給ひ、明治三年重なる條約國に公使を派遣し、翌年更に右大臣岩倉具視參議木戸孝允大藏卿大久保利通等を歐米諸國に遣はし、又清國と修好及び通商の條約を締結し給へり。是我が國が外國を促して條約を結べる始なり。外交の事はより次第に其の歩を進めたり。

臺灣征伐

然るに其の後間もなく、清國と紛議を生じ、遂に臺灣征伐の事あるに至れり。是より先、我が國民の漂流して臺灣に到れるもの、其の蕃人の爲に害せられたることあ

り。當時臺灣は清國の領土なりしかども、清國は蕃人を以て化外の民なりとし、蕃地を以て政權の及ばざる所なりとして、我が被害に對し、少しも之を顧みざりき。されば我が政府は、明治七年陸軍中將西郷從道をして、兵を率ゐて蕃人を征伐し、以て其の罪を正さ



臺灣征伐

しめたり。然るに蕃人もとより我が敵にあらず、其の地忽ちにして我が軍に服せんとせり。ここに至り清國は俄に我が出兵に對して異議を唱へしかば、我が政府は之と談判の末、遂に清國をして償金を出さしめて事局を結びたり。

征韓論

初め、朝廷外國と和親するの議を決し給ふや、特に使を朝鮮に遣はして王政維新のことを告げ、修好を勧め給へり。然るに朝鮮には當時排外の思想盛なりしかば、我が勸告に應ぜざるのみならず、却つて禮を失すること多かりき。そもそも朝鮮は其の地最も我が國に近く、古より我と親密なる關係あり、江戸幕府の時代にも、將軍

の代替り毎に、使を我に遣はして之を慶賀するを例とせし程なりき。然るに今や我が好意を斥け、無禮を我に加へたれば、參議西郷隆盛等大いに憤り、自ら朝鮮に赴きて談判を試み、彼尙聽かずば兵を發して之を伐たんと主張し、朝議も亦ほ之に一定せり。たまたま岩倉具視等、歐米諸國を視察して歸朝し、内治の急なるを説きて外征の議に反對せしかば、其の事遂に止み、隆盛は其の同志なる參議後藤象二郎、同板垣退助、同江藤新平等と袂を連ねて官を辭せり。時に明治六年十月なり。此の時新政日尙淺くして、或は幕府の舊政を追懷するものあり、或は政府の意を誤解するものなどありて、人心頗

る動搖せり。かくて翌七年に至り、江藤新平は不平の餘り遂に亂を佐賀に起し、次いで征臺の役のありし後も、地方の騷亂は未だ全く跡を絶つに至らず、九年には、新政を喜ばざるの徒、相前後して熊本萩等に亂を企てたり。是等は皆久しからずして鎮定せしが、翌十年に至り、遂に西南の役起れり。

西南の役

さきに隆盛の官を辭するや、郷里鹿兒島に歸りて私學校を起し、子弟を養成せり。是等の中には政府の施設を悦ばざるもの多く、明治十年二月、遂に隆盛を擁して兵を擧げたり。ここに於て隆盛は政府に問ふ所ありと稱し、其の徒を率ゐて東上せんとし、先づ進みて熊本城を

圍む。熊本鎮臺司令長官陸軍少將谷干城たつき固く守りて屈せず。朝廷乃ち熾仁親王を征討總督とし、陸軍中將山縣有朋海軍中將川村純義よしみを參軍として、隆盛を討たしめ給ふ。かくて田原坂の激戰を経て、賊軍熊本城の圍を解きて退き、更に各地に轉戦したりしが、其の勢日々に衰へ、九月隆盛自殺して亂遂に平げり。後二十二年憲法發布の日に當り、天皇隆盛が王政維新の際に於ける勳功を思召し、特に賊名を除きて正三位を贈り給へり。

第十四 憲法發布

明治新政の大方針は五箇條の御誓文によりて定めら

公議輿論の採用

れしが、其の第一條に於て「廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ」と仰せ給ひ、衆議によりて政治を爲すの基は早くここに開かれたり。かくて明治七年に至り、さきに征韓の議によりて官を辭したりし後藤象二郎、板垣退助、江藤新平等、上書して民選議院を設けられんことを請ふ。政府は漸進の方針を採り、時尙早しとして、其の議を容れざりしが、翌八年に至りて元老院を置き、又地方官會議を開き、次いで府縣會、町村會を設け、次第に公議輿論を採用するの道を開きたり。

此の頃國民の政治思想一般に發達せるを以て、明治十四年に至り、天皇詔を下して、來る二十三年を期し國會

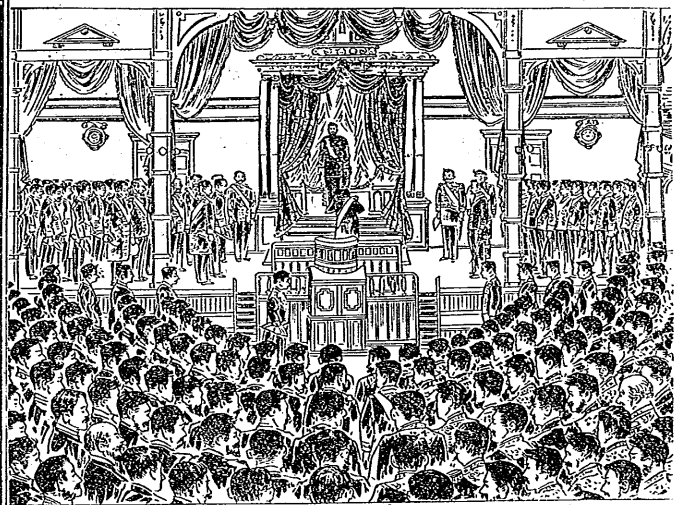
皇室典範及
び帝國憲法
の發布

を開設せんことを告げ給ふ。かくて參議伊藤博文を海外に遣はして各國の憲法を調査せしめ、彼此を參考し、我が國體に基づきて、皇室典範及び大日本帝國憲法を制定し、二十二年紀元節の日を以て之を發布し給ふ。國民歡呼して此の盛事を祝す。憲法の土諭に曰く、

國家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳フル所ナリ朕及朕カ子孫ハ將來此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ之ヲ行フコトヲ愆ラサルヘシ

朕ハ我カ臣民ノ權利及財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有ヲ完全ナラシムヘキコトヲ宣言ス

帝國議會の
開會



第一會議開院式

と。皇室典範及び大日本帝國憲法は實に我が大日本帝國の根本大法にして、上は天皇より下は一般國民に至るまで、其の行ふべき所、遵ひ守るべき所を定め、一切の政治法律の基となるべきものなり。

明治二十三年天皇憲

法の定むる所により、貴族衆議兩院の議員を東京に召集し、親臨して第一回の帝國議會を開き給へり。開院式の勅に曰く、

朕即位以來二十年間ノ經始スル所内治諸般ノ制度粗其ノ綱領ヲ舉ケタリ庶幾クハ皇祖皇宗ノ遺德ニ倚リ卿等ト俱ニ前ヲ繼キ後ヲ啓キ憲法ノ美果ヲ收メ以テ將來ニ益我カ帝國ノ光烈ト我カ臣民ノ忠良ニシテ勇進ナル氣性トヲシテ中外ニ表明ナラシムルコトヲ得ム

と。ここに於て萬機公論に決するの聖旨は實施せられ、我が大日本帝國は東洋に於ける唯一の立憲國となれ

朝鮮と修好
條約を結ぶ

第十五 明治二十七八年戦役と條約改正

明治の初、朝鮮政府が我が修好の提議を拒み、禮を我に失するや、之が爲に我が國には征韓の論さへ起りしかども、事遂に實行に至らずして止みたり。次いで明治八年、我が軍艦清國に赴かんとせしに、遂に朝鮮の近海を過ぎ、薪水を江華島に求めんとせしに、其の守兵より不意の砲撃を受けしかば、我が兵乃ち之と砲火を交へ、遂に砲臺を陥れたり。ここに於て我が政府は參議黒田清隆、元老院議員井上馨^{かき}を遣はして、朝鮮政府に談判し、彼を

り。

朝鮮事變と
天津條約

して其の罪を謝せしめ、遂に修好條約を結ばしむるに至れり。やがて我が政府は京城に公使館を設け、花房義質^{よししち}を公使として赴任せしめたり。

明治十五年に至り、朝鮮に暴徒起りて我が公使館を焼く。我が政府乃ち其の罪を責めて、償金を出さしめき。かくて事一度は治りしが、此の頃朝鮮には、獨立事大の兩黨ありて相争ひ、十七年に至りて再び事變を起したり。

獨立黨は我が國に依りて政治を改革せんとする黨派にして、事大黨は保守を喜びて清國に依らんとする黨派なり。此の年獨立黨先づ起りて、事大黨の首領を殺し、一時政權を握りたりしが、事大黨は京城に駐屯せる清

兵の助を得て之を破り、遂に我が公使館を焼くに至りき。されば我が政府は參議井上馨を遣はして朝鮮政府に談判し、彼をして償金を出して其の罪を謝せしめたり。然るに此の事は、もと清國に關係ある難問題にして、其の根本を解決するにあらざれば、他日更に變亂を生ずるの虞あり。よりて我が政府は更に參議伊藤博文を清國に遣はし、李鴻章と天津に會し、爾來兩國共に兵を朝鮮に置くことをやめ、若し必要あらば互に通知したる後に出兵すべしと約せしめたり。これを天津條約といふ。時に明治十八年四月なり。

其の後、朝鮮は國勢振はず、人民は官吏の誅求に苦し

むこと甚だしかりしが、二十七年に至り東學黨の徒之を憤りて遂に亂を起したり。其の勢頗る熾にして朝鮮政府之を鎮定すること能はず。ここに於て清國は屬國の難を救ふと稱して兵を送りしかば、我が政府も亦我が公使館と居留民との保護の爲に朝鮮に出兵せり。かくて此の年七月、我が軍艦の豊島沖を過



平壤の戦

ぐるや、清國の軍艦之を砲撃して戦端を開きしかば、我が軍艦應戦して之を破り、次いで我が陸軍も亦清兵と成歡に戦ひて之を走らせたり。越えて八月、天皇宣戰の詔を下し給ふ。是より我が軍は、平壤、黃海、旅順口、威海衛、田庄臺等、陸に海に到る所捷を奏し、破竹の勢を以て進み、將に北京^{ペキン}に逼らんとするに至れり。

下關條約と
遼東還付

清國は連戰連敗の有様を見て大いに恐れ、李鴻章を我が國に遣はして和を請はしむ。我が政府乃ち内閣總理大臣伊藤博文、外務大臣陸奥宗光を全權辦理大臣とし、之と下關にて談判せしめ、遂に清國をして朝鮮の獨立を認めしめ、又遼東半島、臺灣及び澎湖島を我が國に讓

臺灣平定

ること、貿易港を開くこと、償金二億兩^{ていりやう}を出すこと等を約せしめて和を結べり。これを下關條約といふ。時に明治二十八年四月なり。然るに露西亞獨逸佛蘭西の三國は、我が國の遼東半島を領有するは東洋永遠の平和に害ありとし、之を清國に還付せんことを勧告せり。ここに於て我が政府已むを得ずして之を容れ、半島を清國に還し、其の代償として更に三千萬兩を受取れり。臺灣既に我が領土となる。而も島内には尙我が政令に従はざるものありしかば、我が陸海兩軍は命を奉じて赴き討ち、遂に全島を平定せり。此の役、能久親王^{川北宮}近衛師團長として征討に勞し給ひ、遂に病を得て薨じ給

條約改正

ひき。されば後に臺灣神社を創設し、大國主命等諸神を祀るに及びて、親王の靈を合せ祀れり。
安政五年に徳川幕府の歐米諸國と結びたる條約は、治外法權の存在等、我が國に不利益なる箇條多かりき。されば政府は熱心に之が改正を謀ること屢なりしも、諸外國の同意を得ること容易ならざりき。然るに其の後、憲法の發布、議會の開設あり、民法・商法等の法律も亦次第に成るに及び、二十七年英吉利先づ同意を表したり。次いで明治二十七八年戦役を経て、我が國威大いに揚るに及び、他の諸外國も亦相繼いで改正に同意し、三十二年に至り、新條約始めて實施せられたり。ここに於て

治外法權撤去せられ、我が國民は遂に多年の宿望を達せり。

北清事變

第十六 明治三十七八年戦役

明治二十七八年戦役の後、露西亞・獨逸・佛蘭西・英吉利等の諸強國は、各種種なる名義の下に、清國に逼りて或は土地を租借し、或は鐵道敷設の權利を得たり。されば清國人の中には、外人を忌嫌ふの念盛に起り、三十二年に至り、暴徒遂に蜂起して、基督教の會堂を毀ち、宣教師を襲ひたり。然るに清國政府は之を鎮むること能はざりしのみならず、翌三十三年には、官兵も亦暴徒に加りて

共に北京なる各國の公使館を圍み、我が公使館員及び獨逸公使を殺害するに至れり。ここに於て列國の軍相聯合し、我が軍中堅となりて北京に逼り、遂に之を占領して公使館の急を救へり。清國政府は列國に對して償金を出し、特に我が國と獨逸國とは謝罪使を遣はすことを約して和を結べり。世に之を北清事變といふ。此の役、我が軍隊は諸強國の兵の中にありて功績殊に多かりき。されば既に明治三十七八年戰役によりて武威を發揚せる我が國は益、諸外國の間に重きをなすに至れり。

日露間の交
渉と日英同
盟

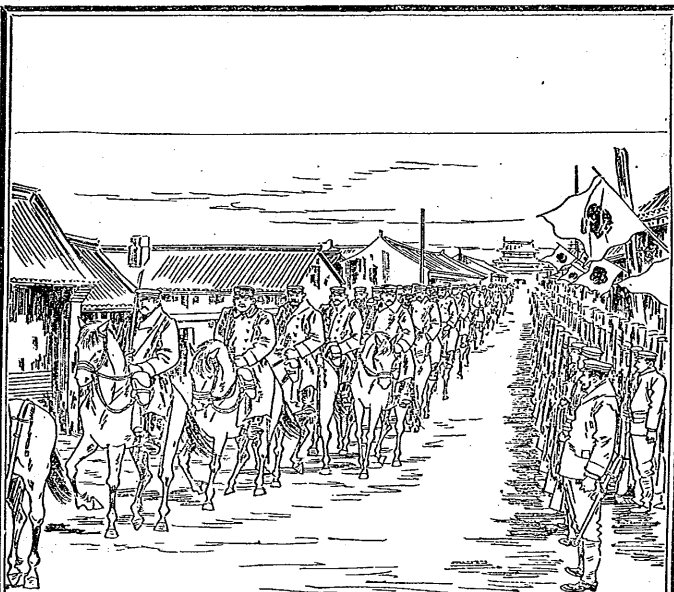
北清事變の際に當り、滿洲にある清國兵の、其の地に在

留せる露西亞人を襲ひしことありき。露國は此の機に乗じ、兵を出して滿洲を占領せしが、事變の鎮定するに及びても之を還さざるのみならず、尙進みて韓國をも威壓せんとするの勢ありき。韓國は即ち元の朝鮮にして、明治三十七八年戰役後其の國號を改めたるなり。滿洲、韓國は其の地我が國に近く、其の安危は直ちに我が國の安危に關すること極めて大なるを以て、我が政府は清、韓兩國の領土を保全し、東洋の平和を維持せんが爲に、屢、露國と談判する所あり。三十五年一月我が國は東洋の平和に就きて所見を同じくせる英國と同盟して、清、韓兩國の領土を保全し、他の二國以上が聯合して、

日露の開戦
と我が軍の
勝利

東洋に於て日本又は英吉利と開戦する場合には、兩國は相共に之に當るべきことを約せり。然るに露國は我が談判に對する返答を延引するのみならず、頻りに滿洲に於ける軍備を整へ、遂には我が國をも威壓せんとするの勢を示したり。ここに於て我が國は露國の到底我と平和に交渉するの誠意なきを知り、談判を繼續するの益なきを覺りて、三十七年二月已むを得ず國交の斷絶を露國に通知せり。

日露の國交既に絶ゆるや、戦端ここに開けて、此の月十日、天皇宣戦の大詔を下し給へり。是より後、我が聯合艦隊は旅順の敵艦隊を壓迫して、屢砲撃を加へ、或は其の

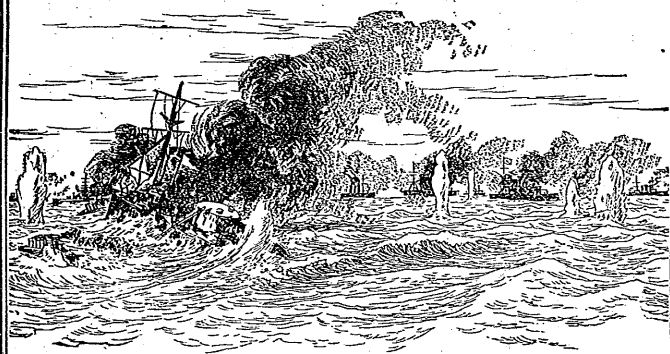


滿洲軍總司令官奉天城に入る

港口の閉塞を試み、或は其の沿岸一帯の封鎖を宣言し、八月十日遂に大いに之を黃海に撃破せり。次いで我が別艦隊は敵の浦潮斯德艦隊を蔚山沖に迎へて、又大いに之を破りき。ここに於て我が海軍は東洋の海上權を掌握するを得たり。又我が陸軍は露西亞兵

を韓國より驅逐し、進みて滿洲の野に轉戦し、頻りに敵を北方に壓迫せしが、六月に至り滿洲軍總司令部成り、次いで八月下旬より九月に涉りて、奮戦數日、遂に遼陽を占領し、翌月更に敵を沙河に破れり。又別に旅順を攻圍せる我が軍は翌三十八年一月敵が難攻不落と恃める要塞を陥れて、敵兵二萬餘を虜にせり。是より攻圍軍は更に北進して滿洲軍に合し、二月下旬より三月十日に涉り、六十餘萬の兵士と一千三百餘門の大砲とを有する敵の大軍と奉天に會戦して、遂に大いに之を撃破し、敵兵四萬餘を捕虜とするに至れり。かかる間にありて、敵は既に三十八隻より成れる太艦隊を東洋に回航

せしめしが、此の年五月下旬、漸く我が近海に現れた。我が海軍乃ち之を日本海に迎へ撃ち、激戦二日に涉りて、敵艦二十隻を撃沈し、五隻を捕獲し、其の他の諸艦をして武力を失はしめ、遂に殆ど之を全滅せしめたり。實に五月二十七八日の事なり。かくて七月に至り、我が別軍は更に樺太



日本海海戦

をも占領せり。かくの如くにして、我が軍はあらゆる困苦を凌ぎ、勇戦奮闘して、陸に海に到る所として勝たざるはなかりき。中にも奉天の陸戦と日本海 of 海戦とは歴史ありてより以來始めての大戦争なりと稱せらるるなり。

平和條約の締結

第十七 平和條約と韓國併合

旅順に、奉天に、日本海に、我が軍頻りに大勝を得るや、上下舉りて相慶し、歡呼の聲は到る所に溢れ、海外諸國相傳へて驚嘆せり。かくて戦役の大勢既に我が勝利に歸せしかども、交戦は未だ止まずして、いつ果つべしとも

見えざりしが、合衆國大統領ルーズベルトは、日本海海戦の後、日露兩國の政府に講和を勸告せり。我が政府は乃ち之に應じて、外務大臣小村壽太郎・特命全權公使高平小五郎を講和全權委員とし、露國の全權委員ウキッテ及びローゼンと、合衆國のポーツマスに會して談判せしめ、三十八年九月遂に平和條約を締結せり。其の結果、露國は我が國の韓國に對して政治上軍事上に卓絶なる利益を有することを承認し、樺太の南半を我に割き、又其のかねて清國より得たる旅順・大連等の關東州の租借權と、長春以南旅順に至るまでの鐵道等とを我に譲れり。

樺太及び租
借地の經營

平和條約締結の後、我が政府は樺太及び關東州の政務を整へ、旅順口の海防を修むるなど、必要なる戦後の經營に着手し、又政府監督の下に滿洲の鐵道並びに其の沿道の鑛山等を経理する會社を設立せしめたり。

韓國の保護
と清國領土
の保全

初め日露兩國の戦を開くや、我が國は韓國と利害を共にすることを約し、次いで戦争終るに及び、協約を重ねて韓國を我が保護國とし、統監府を置き、樞密院議長伊藤博文を統監に任じて事に當らしめしが、後更に其の政務を擴張して、愈保護の實を擧ぐることとせり。又清國に對しては、我が國が戦時中占領したりし滿洲の地を還付し、露國も亦約に従ひて撤兵せしかば、清國は是

日英同盟の
擴張と日佛
日露の協約

韓國の併合

より自ら政令を滿洲に布くことを得て、領土保全の實ここに擧り、益兩國間の親善を加へたり。
日露の平和條約將に成らんとする頃、日英兩國はさきに締約せし同盟條約を擴張して、更に攻守相援くることとし、次いで四十年に至り、我が國は佛露の二國とも協約し、翌年合衆國とも互に外交文書を交換し、四十三年七月再び露國と協約を重ね、歐米諸國との親交益厚きを加へたり。

韓國は我が保護の下にあること既に數年に及びしが、尙其の常に禍亂の淵源たるにより、天皇は日韓相互の幸福を増進し、東洋の平和を永遠に確保せんが爲に韓

國を併合するの必要を認め給ひ、遂に四十三年八月を以て、韓國皇帝より其の一切の統治權を永久に讓與することを承諾し給へり。ここに於て韓國を改めて朝鮮と稱し、總督府を置きて諸般の政務を統べしめ給ふに至れり。

國民の覺悟

かくの如くにして、我が國は漸次に國威を海外に宣揚し、遂に世界の列強と肩を比するの地位に達せり。是もとより天皇の御聖徳と、國民が身を忘れて義勇公に奉じたとによると雖も、亦我が萬世一系の天皇御代代仁慈にましまして、常に御心を國利民福の増進に用ひ給ひ、國民亦世世心を一にして忠君愛國の精神を發揮

したる結果に外ならず。されば此の昭代に遭遇せる我等國民は能く此の成功の由來をわきまへ、責任の益重きを加へたるを覺りて、各自に其の本分を完うし、光輝ある我が國史をして益、其の光輝を加へしめんことを期せざるべからず。

附錄

御代數	天皇	御在位年間	摘要
九九	後小松天皇 さこまつ	二〇五—二〇七	應永四年(二〇五)足利義満開闢を嘗む
一〇〇	稱光天皇 しょうこう	二〇七—二〇八	
一〇二	後花園天皇 さげぞの	二〇八—二二四	永享十一年(二〇九)關東管領足利持氏亡ぶ
一〇三	後土御門天皇 さつちみかど	二二四—二六〇	應仁元年(二二七)應仁の亂起る 文明九年(二三〇)應仁の亂止む 同十四年(二三四)足利義明退闕を嘗む 明應四年(二三五)北條早雲小田原城に據る
一〇三	後柏原天皇 さかはらば	二六〇—二八六	
御代數	天皇	御在位年間	摘要
一〇四	後奈良天皇 さなら	二八六—三二七	永祿三年(三二〇)桶狭間戰 天文元年(三二二)足利將軍亡ぶ 同十年(三三二)武田氏亡 〃本能寺の變、山崎の戰 同十三年(三三五)豐臣秀吉關白となる
一〇五	正親町天皇 あきさち	三二七—三四六	
一〇六	後陽成天皇 ごやうせい	三四六—三七二	天正十八年(三五〇)北條氏亡ぶ 文祿元年(三六一)朝鮮を伐つ 慶長二年(三三三)再び朝鮮を伐つ 同三年(三三四)秀吉薨す 同五年(三三六)關原の戰 同八年(三三九)徳川家康征夷大將軍となる
一〇七	後水尾天皇 ごみづのすけ	三七二—三八九	慶長十九年(三五四)大阪冬の役 元和元年(三五五)大阪夏の役豐臣氏亡ぶ 同二年(三五七)家康薨す

一 明正天皇 みんしょう しょうわ 三六九—三〇三	二〇 後光明天皇 ごくわう くわうわう 二〇三—二〇四	二〇 後西院天皇 ごさいいん てんわう 二〇四—二〇三	二二 靈元天皇 れいげん てんわう 二〇三—二〇四	二三 東山天皇 とうざん てんわう 二〇四—二〇五	二三 中御門天皇 なかつみかど てんわう 二〇五—二〇六	二四 櫻町天皇 さくらまち てんわう 二〇六—二〇七
寛永十三年(三〇三)國民の海外に統するを禁ず 同十四年(三〇七)島原の亂起る 同十六年(三〇九)關人以外禁ず の西洋人の渡來するを禁ず			明暦三年(二〇七)徳川光圀大日本史の編纂に着手す	元祿三年(二〇四)徳川綱吉孔子廟を湯島に建つ	寶永七年(二〇七)閑院宮家創立 正徳元年(二一〇)朝鮮使者待遇改める 享保元年(二二七)徳川吉宗將軍となる	
二五 桃園天皇 もりの てんわう 二〇七—二〇三	二六 後櫻町天皇 ごさくらまち てんわう 二〇三—二〇四	二七 後桃園天皇 ごもりの てんわう 二〇四—二〇五	二八 光格天皇 こうかく てんわう 二〇五—二〇六	二九 仁孝天皇 にかう てんわう 二〇六—二〇七	三〇 孝明天皇 かうめい てんわう 二〇七—二〇八	
寶曆九年(二〇九)竹内式部罪せらるる	天明四年(二〇七)山縣大貳等罪せらるる		天明七年(二〇七)松平定信老中となる	文政八年(二一四)外國船警備令を布く 天保十二年(二二五)節儉の令を布く	嘉永六年(二二五)バルリ來る 安政元年(二二四)和親條約成る 同五年(二二八)通商條約成る 萬延元年(二三〇)櫻田門外の変 文久三年(二三三)三條實美等出奔す 元治元年(二三四)長州を伐つ 慶應元年(二三五)再び長州を伐つ	

三
今上天皇
三三七.....

附
録

應三年(三三七)德川慶喜大政を奉還し王政復古す
明治元年(一八六八)江戸を東京とす、奥羽鎮定
同二年(一八六九)語藩版籍を奉還す
同四年(一八七〇)藩を廢し縣を置く、清國との修好條約成る
同六年(一八七二)征韓の議
同七年(一八七三)佐賀の亂
同八年(一八七四)江華島の暴舉
同九年(一八七五)朝鮮との修好條約成る
同十年(一八七六)西南の役
同十八年(一八八四)天津條約成る
同二十二年(一八八八)憲法發布
同二十三年(一八九〇)教育に關する勅語下る、第一回帝國議會開院
同二十七年(一八九四)日清兩國開戦
同二十八年(一八九五)下關條約成る
同三十二年(一九〇〇)改正條約實施
同三十三年(一九〇一)北清事變
同三十五年(一九〇三)日英同盟
同三十七年(一九〇五)日露兩國開戦
同三十八年(一九〇五)日英同盟擴張、ポーツマス條約成る
同四十年(一九〇七)日韓新協約成る
同四十二年(一九〇九)日韓新協約成る
同四十四年(一九一三)日韓新協約成る

詔書下る
同四十三(一八七〇)七月
露國と協約を重訂合條
約二十九日韓併合條
公布せらる

附 錄 終

明治四十四年十月卅日印
明治四十四年十一月三日發行
明治四十四年十一月五日翻刻印刷
明治四十四年十一月廿四日翻刻發行

尋常小學日本歷史二

定價金九錢

著作權所有

著作權者兼
發行者刻

文 部 省

發行
者刻

東京市日本橋區新右衛門町十七番地 2
日本書籍株式會社

代表者 大橋新太郎

印刷者

東京市日本橋區通一丁目拾九番地
大倉保五郎

印刷所

東京市京橋區新榮町五丁目七番地
大倉印刷所

明治四十四年十一月七日
文 部 省 檢 査 濟

發 賣 所

東京市日本橋區新右衛門町十六番地
株式會社 國定教科書共同販賣所

